

みんなが  
ひとしく  
もっている

こどもの  
けんり

プロジェクト



先生のための

# 子どもの権利条約 ヒントブック

## 未就学児

子どもは、なぜ権利について学ぶ必要があるのか？  
子どもに、どのように権利について教えるのか？  
先生方のヒントになる考え方や、  
授業で使えるツールをあつめました。

## もくじ

私たち先生が「子どもの権利」に	01
ついて知ると、何がかわるの？	
だから私は、子どもの権利を教えたい	02
「子どもの権利条約」「こども基本法」って？	03
先生からの率直な疑問に答えます！	04
読んでみよう！	05
「子どもの権利条約」第1～40条	
歌から学ぶ子どもの権利	07
～「こえ」のうた～ 動画の解説・歌詞	
動画で学ぶ子どもの権利 未就学児	09
～「あたりまえ認定」～ 動画の解説 & 指導案・ワークシート	

何が変わるの？

「子どもの権利」について知ると、

私たち先生が

生徒たちが荒れていた学校で、「子どもたちが学校に来なくなったらどうなるのだろう」と考えた先生がいます。その先生は、「そうだ、子どもたちが来てくれなくなったら自分たちの仕事はなくなってしまうんだ」と気がつきました。以来、朝、教室の前で、生徒たちに「今日も来てくれてありがとう」と迎え、帰り際には「今日も僕の授業を聞いてくれてありがとう」と送りだし始めたというのです。すると、生徒たちの荒れは次第になくなっていきました。

勇気ある先生だと思いませんか。心の底からそう思うようになったというのです。

この先生がしていることは、生徒にへりくだったり、おもねったりしているのではなく、教員は生徒の上にある存在だと考えない、ということです。学ぶ者と、学びを支援しようとする人は、ある意味人間として同等の存在なのだと考えるわけです。役割が異なっているだけ。一方的に決めて押しつけることはやめて、できるだけ子どもに相談して進める。それがおとな、教員の現代的なモラルだと考えたのです。

また、別の機会にカナダのある人に、日本の普通の公立の中学校の校則を読んでもらったら、「これは刑務所の規則ですか？」と言われたことがあります。そう見えるんですね。「カナダではこうした校則はないのですか？」と聞くと、「こういうものではなく簡単なパンフレットが配られることが多いですね」と教えてくれました。こんな内容が書いてあるんだそうです。「この学校では、子どもたちは次のような権利をもっています。第一に誰もがわかるまで教えてもらう権利をもっています。第二に誰もが人種や性別、肌の色、宗教などで一切差別されない権利をもっています」。この差に愕然としました。日本でも、校則ではなくて、どの学校でも子どもの権利が各クラスに貼られているようになるといいな、と心から思ったものです。

子どもの権利の“権利”は英語の“right”の訳語です。rightは元々「正しい」という意味です。ですから、子どものrightとは、子どもにとって正しいこと、正当なこと、そうあってしかるべきこと、という意味にもとれます。人間としてリスペクトして接するということです。子どもの発想にガキっぽいと感じるのではなく、面白いことを考えるなあと、一歩引いて感じ取る。それが子どもをリスペクトすること。もう少し強調すると、子どもの尊厳を守る、大事にする、ということになるでしょう。

今、子どもと接するときに「子どもを赤ん坊のときから未熟な存在、おとなの指示が必要な存在と考えることをやめよう」、「子どもは経験とか経験知とかがおとなより少ないだけで、人としてはおとなと同等と考えよう」となってきました。そう接すると、子どもたちも責任をもって発言し、行動するようになっていくのです。まずは子どもの意見をしっかりと聞くということから始めてみませんか。

東京大学名誉教授  
汐見稔幸

### 戸惑いの日々に

子どもたちにとって、この動画は、日々の生活上のトラブルを、客観的に考える機会になると思います。でもそれだけではなく、「どうして、男の子と女の子は違うの?」「〇〇されたらイヤだったの?」など、子どもからの質問や意見に、どう答えたらいいか、おとな自身が戸惑った時、この教材を見て接し方の参考にしたいと思います。

幼稚園園長(山梨県)

### がマンしてる子 いませんか?

例えば、「子どもの権利条約」の中に出てくる「不当な労働」という言葉からは、発展途上国や貧困家庭・ヤングケアラーなど特別な環境がイメージされますが、「不当な我慢を強いられる」という点では、似たようなことは学級でも起きているのではないかと、声なき声を見過ごしているのではないかと考えました。この教材は、イヤなことはイヤと言えること、お互いの気持ちを尊重することを考えるきっかけになると思います。

義務教育学校副校長(神奈川県)

## だから私は、 子どもの権利を教えた

～教材活用について 現場の先生方の声～

### 変えていく力

中高生は、生徒会活動や、校則について考える機会も多いです。その際に、この動画を使うことで、「自分たちで考えたことを発信していくことで、世の中とか自分の身の回りが変わっていく、これって実は権利として認められているんだ!」ということを実感してもらえるかもしれない。子どもたちが議論するときの導入に良さそうです。

中学校教諭(大阪府)

### 守る

子どもたちは、社会的に弱い存在です。いじめ、SNS上での悩み、性犯罪などさまざまな問題に直面する可能性があります。「自分は大切な存在なんだ!」「自分自身の思いをもっと大事にしたいんだ!」という気づきを本教材で生み出すことができると思います。それと同時に、自分の権利だけが大事なのではなく、相手の権利も同じく大切であり、お互いを尊重することの大切さにも気づいていくことで、素敵な社会につながっていくのではないのでしょうか。

大学准教授(北海道)

# 「子どもの権利条約」 「こども基本法」って？

## 子どもは権利の主体！

- 「子どもの権利条約」では、子どもは「弱くておとなから守られる存在」というだけでなく、「ひとりの人間として人権(権利)をもっている」、つまり、「権利の主体」とであると認めています。
- 子どもがおとなと同じくひとりの人間としてもつ人権と、もって生まれた可能性や能力を伸ばしながら健やかに成長するために必要なものやこと。それらが、子ども一人ひとりもっている「子どもの権利」です。
- 「人権」と同じように、「子どもの権利」も無条件に、すべての子どもが生まれながらにもっているものです。たとえば何か義務を果たしたときに与えられるものではなく、また何かの罰として取り上げられるものでもありません。
- 子どもは、なぜ権利について学ぶ必要があるのか？それは、自らが権利の主体であると知ることが、子どもの権利を守る第一歩になるからです。

## 「子どもの権利条約」について

- 1989年の国連総会で採択され、日本も1994年に批准しました。
- 前文と54条からなる条約で、その中でも特に第1～41条は子どもがもつ権利を具体的に定めています。

### 4つの原則

- 「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、右の4つの原則に表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に、合わせて考えることが大切であるとされています。これらの原則は、「こども基本法」(下述)の基本理念にも取り入れられています。

## 「こども基本法」・「こども大綱」について

- 2023年には、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神にのっとり、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指すために、こどもや若者に関する取り組みを進めていくことを決めた「こども基本法」が施行されました。
- この「こども基本法」に基づき2023年に閣議決定された「こども大綱」では、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、こども・若者の声を聴きながらともに進めていくことといった、こども施策に関する政府の基本的方針が掲げられています。

## 子どもの権利条約 4つの原則



### 2 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



### 3 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもにすることが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



### 6 生命、生存及び 発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



### 12 子どもの意見の尊重 (子どもの声を聞くこと)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



## もっと詳しく！「子どもの権利条約」

こどものけんり  
プロジェクト

<https://www.unicef.or.jp/kodoken/>



子どもの権利が守られた  
学校・園づくり

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/crc/>



子どもの権利条約  
特設サイト

<https://www.unicef.or.jp/crc/>



## 先生からの率直な 疑問に答えます！

Q

子どもが権利について  
学ぶと、わがままに  
なったりしませんか？

A そのような心配をよく耳にします。でも、学習を積み重ねていくと、互いを認め合い、尊重する意識が生まれます。なぜなら、自分に権利があることを本当に学んだ子は、同時に友だちにも同じく権利があることを知るからです。自分の権利を主張することと「わがまま」は違う、ということに気づくと思います。お互いに、自分の意見がいつも通るわけではないけれど、“無視されずに聞いてもらえる”という安心感が生まれ、おとなと子どもの信頼関係につながります。

Q

「子どもの権利条約」を  
教えることは、学級運営に  
役立ちますか？

A 子どもたち自身で話し合いをする力が育まれます。意見を言ってもいい、ということ、いろんな違った意見がある、ということ、自分の意見も相手の意見も大切にすることを学ぶことで、意見がぶつかった時も、話し合いをできるようになります。ただし、「子どもの権利条約」は、おとなが一方的に子どもたちをコントロールするための手段として使うものではありません。「子どもの権利」が守られる学校・園づくりとは、子どもたちの尊厳が守られ、子どもたちの主体性が尊重される環境を築くことでもあります。

Q

自分の権利が侵害されている  
ことに気づいた子がいます。  
どうしたらいいですか？

A 「子どもの権利」についての学びの過程では、子どもたちが自分の経験を告白する、あるいは自分の権利が守られていないことに気づくことがあるかもしれません。おとなたちが子どもの心に寄り添いサポートすること、プライバシーに配慮することも必要です。個別に話を聞く場をつくるなど、学校に子どもをサポートする体制が整っていることが必要です。

Q

「子どもの権利条約」に  
書かれている権利同士が、  
両立しないことがあります。  
他より優先される権利は  
あるんですか？

A 学校・園生活のいろいろな場面では、子ども同士の守りたい権利が衝突する場面も出てきます。そのような場合には、状況を総体的に見ながら、よい解決策を共に考えお互いに努力をする必要があります。また、子どもの置かれている状況によっては、ある権利を守るために、ある権利を一時的に制限しなければならないことも起こるかもしれません。忘れてはならないことは、常にその子どもの最善の利益とは何かを考えられていることです。

Q

子どもの権利について  
子どもがわかっているか、どこで  
判断したらいいですか？

A まず、知るということが大きな一歩です。「子どもの権利条約」について知ったうえで、子どもたちが「権利が守られるようにしていきたい」と思えるようになるかどうか。子どもたちと対話する日々の生活の中で、自他を尊重する意識や自己肯定感、自己効力感が育まれているか、子どもの権利についてわかっているかが、見えてくるのではないのでしょうか。



子どもの権利条約 第1～40条

日本ユニセフ協会抄訳

<p><b>第1条【子どもの定義】</b></p> <p>18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p><b>第2条【差別の禁止】</b></p> <p>すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p><b>第3条【子どもにもっともよいことを】</b></p> <p>子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p><b>第4条【国の義務】</b></p> <p>国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p><b>第5条【親の指導を尊重】</b></p> <p>親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p><b>第6条【生きる権利・育つ権利】</b></p> <p>すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p><b>第7条【名前・国籍をもつ権利】</b></p> <p>子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できがかり親を知り、親に育ててもらった権利をもっています。</p> 	<p><b>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】</b></p> <p>国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれることのないように守らなくてはなりません。</p> 
<p><b>第9条【親と引き離されない権利】</b></p> <p>子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p><b>第10条【別々の国にいる親と会える権利】</b></p> <p>国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p><b>第11条【よその国に連れさらされない権利】</b></p> <p>国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p><b>第12条【意見を表す権利】</b></p> <p>子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p><b>第13条【表現の自由】</b></p> <p>子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p><b>第14条【思想・良心・宗教の自由】</b></p> <p>子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p><b>第15条【結社・集会の自由】</b></p> <p>子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p><b>第16条【プライバシー・名誉の保護】</b></p> <p>子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 
<p><b>第17条【適切な情報の入手】</b></p> <p>子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>第18条【子どもの養育はまず親に責任】</b></p> <p>子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p><b>第19条【あらゆる暴力からの保護】</b></p> <p>どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p><b>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】</b></p> <p>家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったり、国から守ってもらうことができます。</p> 

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。

日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。

前文と全54条(政府訳)はこちらから ▶ [https://www.unicef.or.jp/about\\_unicef/about\\_rig\\_all.html](https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html)



<p><b>第21条【養子縁組】</b></p> <p>子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっとよいことを考え、その子どもや新しい親(保護者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p><b>第22条【難民の子ども】</b></p> <p>自分の国の政府からはく書をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p><b>第23条【障がいのある子ども】</b></p> <p>心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p><b>第24条【健康・医療への権利】</b></p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p><b>第25条【施設に入っている子ども】</b></p> <p>施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p> 	<p><b>第26条【社会保障を受ける権利】</b></p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p><b>第27条【生活水準の確保】</b></p> <p>子どもは、心やからだがかさかさに成長できるような生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p> 	<p><b>第28条【教育を受ける権利】</b></p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。</p> 
<p><b>第29条【教育の目的】</b></p> <p>教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。</p> 	<p><b>第30条【少数民族・先住民の子ども】</b></p> <p>少数民族の子どもや、もともとその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p><b>第31条【休み、遊ぶ権利】</b></p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p><b>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】</b></p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p><b>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】</b></p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p> 	<p><b>第34条【性的搾取からの保護】</b></p> <p>国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p><b>第35条【誘拐・売買からの保護】</b></p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p><b>第36条【あらゆる搾取からの保護】</b></p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ることから子どもを守らなければなりません。</p> 
<p><b>第37条【拷問・死刑の禁止】</b></p> <p>どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れられたりすることは許されません。もし、罪を犯したいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p><b>第38条【戦争からの保護】</b></p> <p>国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p><b>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】</b></p> <p>虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p><b>第40条【子どもに関する司法】</b></p> <p>罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考え、扱われる権利をもっています。</p> 

「こどものけんりプロジェクト」テーマソング

# “こえ”のうた

Song for the Voices

作詞: アイラブミーのみんな 英訳詞: ジェフ・マニング 作曲: 佐藤良成  
うた: ミーとNHK東京児童合唱団

▶ 動画と譜面はこちらから >



ゲジゲジだいすきこの子  
もじもじ見ているあの子  
みんなもってるたからもの  
かけがえのない“こえ”がある

I know someone who loves creepy crawly things.  
And I know someone who's shy with everything.

We all have a special voice. And like the stars,  
it's what makes us all unique and who we are.

いっばいないてる赤ちゃん  
なかなか泣かないあの子  
みんなもってるたからもの  
ひとりひとり“こえ”がある

I know someone who cries all the time.  
And I know someone who hardly ever cries.

We all have a special voice. And like the stars,  
it's what makes us all unique and who we are.

いろもちがう おともちがう  
そうだよ 世界はワンダフル

Colors are different. Sounds are all different.  
Everyone's making the world wonderful!

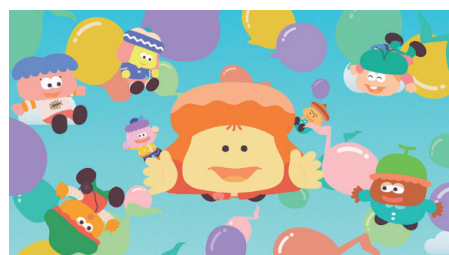
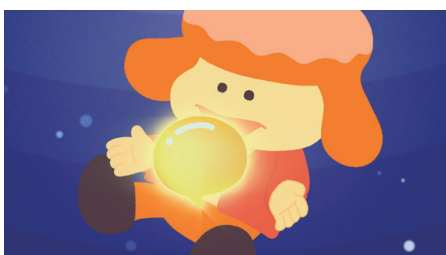
耳をすませた ころろを感じた  
そうだ これが“こえ”なんだ  
ちょっとつたえた わざとかくした  
そうか これも“こえ”なんだ

It's time for me to start listening to my heart.  
The feelings that I hide are like a voice inside.

They are often hard to say. But I know it's okay!  
My inner voice will always find a way!

わたしのぜんぶが“こえ”になる  
みんなの“こえ”でうたになる

Can you hear me? I am singing! This is my melody!  
Come join us! Join our chorus, and we'll sing in harmony!





## “こえ”について

「子どもの権利条約」の4つの原則の一つ、「子どもの声を聞くこと」をテーマにした歌です。

歌詞にでてくる“こえ”は、一人ひとりの気持ち、考え方、意見、そして権利のたとえです。

すべての人は生まれながらに“こえ”をもっていて、“こえ”はその人だけの、かけがえないものです。

一人ひとり“こえ”は違いますが、優劣はありません。また、“こえ”の表し方は人それぞれで、そのどれもが大切にされるべきです。

自分の“こえ”も、誰かの“こえ”も、みんな大切に。ありのままの自分を大切に、ありのままの他者も大切に。



## 楽曲の目的

子どもたち一人ひとりが、「自分が権利をもつ存在だ」という喜びを感じながら歌ってほしい、という願いを込めて制作されました。

「子どもは、一人ひとりが生まれながらに権利をもっていること」  
「すべての子どもは、ありのままの自分で受け入れられること」を歌を通して学んでいきます。

## 子どもたちに知ってもらいたい、権利のこと

- 食べて、遊んで、学んで、安心して寝る、という普通の生活を送るために、権利があります。権利は、子どもたちが健やかに成長するための、すべての土台です。
- すべての人が生まれながらに権利をもっていて、誰も奪うことはできません。何かをしたからもらえたり、取られたりするものではありません。

### そもそも人権って？～権利の A B C D E ～

「子どもの権利条約」では、18歳未満の子どものもつ権利を定めていますが、18歳をこえると、権利が守られなくなるわけではありません。人はみな生まれながらに基本的人権をもっています。子どもの権利を考えると、普遍的な権利の本質を忘れないことも大切です。

Rights are for **A**LL human beings  
すべての人が権利をもっています

Rights are there at **B**IRTH  
みな生まれながらに権利をもっています

Rights **C**ANNOT be taken away  
権利を奪い取ることはできません

Rights **D**O NOT have to be earnt  
権利は無条件にあるものです

All rights are **E**QUALLY important  
すべての権利が同じように大切です

出典：UNICEF UK (英語原文)

解説

あたりまえ  
認定

これってカワイイ？ヘン？

学べる内容 ▶ 一人ひとりに価値がある

主人公のみーがいつもかぶっている帽子が「カワイイ」か「ヘン」というエピソードを通して、感じ方が一人ひとり違うことはあたりまえであることに気づく物語です。「個性を価値あるものと感じ、尊重し合う大切さ」を子どもたちにわかりやすく伝えます。

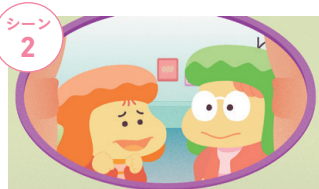
※「あたりまえ」が、一つの考えを強要したり、当てはまらない人を差別したりする態度につながらないように配慮してください。

この動画のあらすじ

▶ 動画はこちらから ▶



シーン 1  
みーは遊んでいるときに、友だちのどんから、みーの帽子が「ヘン」と言われます。みーにとってはお気に入りの「カワイイ」帽子なので、ショックを受けます。



シーン 2  
どんの言葉で、みーは自分の感じ方に疑問をもち始めます。悩むみーに、パパは、他人の意見に惑わされず、自分がなにを好きだと感じるかが大事だと伝えます。自分の感じ方も、どんとの友情も大切にしたいと気づいたみーは、ある決意を固めます。



シーン 3  
翌日、みーはどんたちに、自分の帽子がカワイイ理由をプレゼンテーションします。どんたちは、みーの感じていることを初めて知り、帽子への印象をあらためます。



シーン 4  
ここまで、過去の思い出をビデオで振り返っていたみーたち。それぞれに感じ方が違ったことを語り合います。同じように「カワイイ」とは思えなくても、自分の感じ方を押しつせず、お互いの感じ方を大事にしたいと思うようになります。

動画をきっかけに、こんな権利についても考えてみよう！

各条文の抄訳は、前出の一覧を参照してください

第2条 差別の禁止



アニメでは、みーのお気に入りの帽子(外見)に対してみーと友だちで反応が違いましたね。「感じ方が違うこと」と、「感じ方に優劣をつけてどれかに統一しようとする」とは違います。人と違うこと、それを認識することは差別ではありません。「同じでないといけない」と考えたり、思わせたりすることが、差別につながります。

第12条 意見を表す権利



アニメでは、みーが自分の帽子に対する愛着と意見を友だちにプレゼンしています。子どもたちが意見を表すためには、「意見を聞いてもらえる」と感じられる環境があることが大切です。茶化したり馬鹿にしたりせず、意見の違いを伝え合うことは、自分と他者を知るきっかけになります。相手と自分の感覚が違うことを共有することで、親しい関係性が生まれることもあります。

第14条 思想・良心・宗教の自由



アニメでは、好きだと感じられることを否定されることが、自尊心や自己認識にどう影響するかが描かれています。特に、「カワイイ」といった、理屈ではない「感じ方」や「嗜好性」について否定されることは、子どもたちの心に大きな負担をかけます。

この動画はこんな時に！

子どもたちの間で、  
言い合いなど言葉を使った  
トラブルが起こっているなあ

友だちの服装や髪型や  
見かけをからかう子が出てきた

眼鏡、眼帯、髪形…見た目の変化を  
本人が気にしているみたい…

友だちの持ち物に対して、  
「これは男の子の色」という発言が出てきた



持ち物の趣味の違いで、  
仲間外れにしている  
みたいだなあ

お互いをよく知り合って、  
より仲良くなっていきたい

動画といっしょにこんな遊びも

活動案のPDF版はQRコードよりダウンロードできます



作成：山梨学院幼稚園 田村優子

活動案

チョイスゲーム

（4つの選択肢を用意し、子どもたち一人ひとりが、  
自分の好きなものを選ぶゲーム。）

ねらい

「自分の好き」と  
「他人の好き」が  
同じことも、違うことも  
あることに気づく。

対象

3・4・5歳児

ルール

教室の四隅に置かれた4つの選択肢の  
パネル(写真やイラストなど)から、好き  
なものを選ぶ。選ぶときには、友だちの  
意見に合わせず、自分で考えて自分の  
好きなものを選ぶ。ジャンルを変えて、  
複数回実施する。

環境

広いスペース(片づけた保育室など)の  
中央に子どもは集まり、ゲームの説明を  
聞く。教室の四隅に椅子を置き、選択肢  
の画像が描かれたパネルを1枚ずつ椅子  
の上に設置する。

準備物

選択肢の画像がわかるパネル(見えや  
すいサイズ、各回4枚×実施回数)

ジャンルや選択肢の決め方のヒント

例 ジャンル たべもの 選択肢 なす、トマト、ジャガイモ、きゅうり  
ジャンル 色 選択肢 ピンク、茶、黄、青

園で問題となっているものを  
選ぶと効果的！

例えば、「男の子の色は青色」といった  
会話など、「性別と色」に関するトラブル  
があるときは、ジャンルを「色」とし、  
チョイスする4つの色を、何色にした  
ら効果的か考えてみます。ほかにも、  
服や持ち物の柄であだ名をつけられ  
たり、グループ分けされたりする  
ことに対して嫌がっている子がいると  
きに、「柄」をテーマにするなど。

子どもの理由やコメントを  
予想しておく

子どもたちの選択理由がとても  
大切です。ゲームの中でそれら  
を共有したり、一緒に考えたり  
することができるように、あらか  
じめ保育者間で話し合っておく  
といいでしょう。

選択肢の中には、選択しそうなもの、  
しなさそうなもの、どちらも入れる

好き嫌いが分かれそうなものなどを  
入れて、意見のバラつきが出るように  
設計します。選択肢の数は、参加する  
子どもの人数などによって変えても  
よいでしょう。また、「好きなもの」  
を選択させるだけでなく、「苦手な  
もの」「イヤだと思ふもの」など、  
マイナスなアプローチを選択させる  
ことがあってもいいかもしれません。

## 「チョイスゲームの流れとポイント

### ゲームの流れ

#### ゲームの名前とルールを説明する

#### ジャンルと、4つの選択肢を紹介する

#### 子どもたちがそれぞれ選択肢を選ぶ

- シンキングタイムを設けた後に、その選択肢パネルのある場所に一斉に移動する。

#### 子どもたちに選択理由をインタビューする

- 3歳児の場合は、理由を聞き出すことをねらいとせず、好きなものを自分で選べることを大切にする。
- 1つの選択肢の中で、複数人に理由を聞き、同じ選択でも理由はさまざまであることを示していく。

#### ジャンルを変えて、①～④まで行う

#### まとめのことは

### 保育者の関わりのポイント

- 「チョイス」という言葉の意味を説明する。
- ゲームのルールが理解できるよう、大切な部分はゆっくり話したり、繰り返し伝えたりする。
- チョイスするときは、友だちの意見に左右されず、自分で考えるということが大切であることを伝える。

- 選択肢の図像は、子どもたちがわかりやすいものを選ぶ。
- 選択肢パネルは、しっかり見えるよう、椅子などに設置する。

- ゲームが楽しい雰囲気の中で展開されるよう、オリジナルの歌やリズムに合わせて体を動かし移動するなど、工夫する。
- 子ども自身が選択肢パネルの前に移動することで、視覚的に「みんな好きなものが違うんだ!」と実感できるよう言葉をかける。
- 誰も選ばない選択肢があった場合、その選択肢が悪いものではないことを伝える。

#### ▼こんなときは!

- 「どれも選べない」…  
理由を聞き、理由が言えたことを褒めたうえで、今回は“ゲーム”なので、この中で「しいて言えば…」でチョイスすることを促す。(複数選びたい子がいた場合も同様)
- 「同じ選択肢の人がいない」…  
選んだ子が不安にならないよう、選んだ理由や自分の考えを大切にしたこと素晴らしさを伝える。

- すべての子の回答に、共感、応答、などしていく。
- 無理に理由を聞き出そうとせず、「何となくこれが好き!」ということをも認める。

#### ▼こんなときは!

- 「選んだ人が少ないから」「誰かが選ばないとかわいそうだから」…  
理由は認めて受け入れつつ、本当に自分はそれでいいのか、我慢をしすぎてないかを考える機会になるよう、言葉をかける。
- 「ヘンなの」「気持ち悪い」…  
友だちの選択肢について、ボソッとでも、マイナスの言葉が聞かれたときは、学びのチャンス! 動画のなかで、「ヘン」と言った“どん”にふれ、「ヘン」と感じるの悪いことなのか考える機会にする。同じように好きになれなくても、相手の好きなものを「大切にあげられる」ことが大事。自分の感じ方を他者に強制しないようにすることを伝える。

- ゲームを繰り返すことで、楽しさが増すようにする。
- グループ分けがねらいにならないよう配慮する。
- 子どもの様子を見て、何回行うか判断する。

- 自分で考えて選べたこと(理由も考えられたこと)、友だちの好きなものを聞いたことの両方が素敵だと伝える。
- P9の動画のシーン④にもふれ、自分と友だちの好きが違って、「大切にあげられる」ことが尊重であると伝える。



動画と合わせた活動の流れ

チョイスゲームをする

- ゲームを通して実体験したこと、動画の内容とを重ね合わせられるようにする。

視聴前の語りかけ

- 子どもたちの世界と動画の世界に、つながりを感じられるよう言葉をかける。



動画教材視聴

動画「あたりまえ認定～これってカワイイ?ヘン?」>



視聴後の語りかけ

- 質問しながら子どもたちの感じたことを引き出す。
- 話に出てきた場面を振り返りつつ、登場人物の気持ちに寄り添う。
- 動画と、自分たちの生活で起こりうる事例を結びつけて問いかける。
- 登場人物たちの帽子に対するさまざまな意見にふれる。自分と違う感じ方でも、その人の大切な感じ方であること、正解・不正解もないことを伝えていく。
- 「好き」が同じでも違っていても、お互いを認め合えることが、自分も他者も大切にすることだと感じられるようにする。



毎日の保育とのつながり

子どもたちに、一度のチョイスゲームですべてを気づかせようとする、保育者主導になりがちです。一度きりでなく、日をあけて、ジャンルを変えながら何度も行うことで、気づきや学びが生まれてきます。子どもたちが、自ら気づいたり、トラブルが起きたりしたとき「学びのチャンス」ととらえて関わりましょう。繰り返しの経験の中で、自分の気持ちを伝える大切さと、悪気なく伝えた自分の気持ちが他者を傷つけることもあるということへの配慮を、実感的に深めていけるようになるでしょう。



日常の保育の中でも、チョイスゲームだけでなく発表ごっこを設け、意図的に互いのことを知る機会を作るのもいいですね。「好きなことやもの」「嫌いなことやもの」「得意なこと」「苦手なこと」「行きたい場所」など、自分のことを語ることで、「自分ってどうだろう…」と考える機会にもなりますし、聞いている子どもたちも、友だちの新たな部分を知ることにもなるのではないのでしょうか。

一人ひとりの意見を保育者が認め励ましていくことで、「みんな違っていい」「どんな意見も言っていい」「どれが好きでもいい」と感じられるようになっていってほしいですね。

解説

あたりまえ  
認定

こころのアラーム

学べる内容 ▶ イヤなことから守られる

子どもたちがそれぞれ感じる感覚的なイヤなこと＝「心のアラーム」に気がつき、一人ひとりに他の人とは違う「心のアラーム」があるのはあたりまえであることに気づく物語です。自分の「心のアラーム」を自覚することが、「イヤなことから守られる」ための一歩になることを伝えます。

※「あたりまえ」が、一つの考えを強要したり、当てはまらない人を差別したりする態度につながらないよう配慮してください。

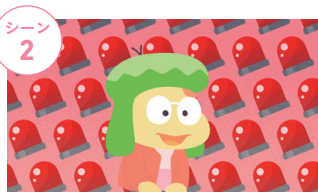


▶ 動画はこちらから ▶

この動画のあらすじ



シーン 1  
ミーの友だちの間で「おしりむにむに遊び」が流行っています。ミーもみんなと同じように楽しんでいるつもりなのに、むにむにされたときに、ブルッと震えて「ヘンな感じ」がします。



シーン 2  
はっきりイヤなことや痛いことをされたわけではないけれど、「ヘンな感じ」がするという違和感を、ミーは自分の勘違いかな、と思っています。でも、パパとの話の中で、その言葉にできない気持ちは、心が「大丈夫？注意して！」と知らせてくれている警告、「心のアラーム」だと知ります。



シーン 3  
翌日、ミーは、背中に張り紙をはって、「イヤだ」という気持ちを相手に伝えてみました。



シーン 4  
ここまで過去の思い出を振り返っていたミーたち。友だちにも、それぞれ自分だけ「心のアラーム」が鳴ることがあると知ります。お互いに、「自分だけのイヤなこと」があったら、伝え合ってもいいんだと確認します。

動画をきっかけに、こんな権利についても考えてみよう！

各条文の抄訳は、前出の一覧を参照してください

第19条 あらゆる暴力からの保護



イヤなことから身を守るには、そもそも、「違和感」や「イヤな感じ」を感じ取れることが大事です。イヤだと思うことは人によって違います。一人ひとりがイヤだ、暴力だと思うことは何かを考え、子どもたちが、どのように自分たちを暴力から守られるか、考える機会にしてみてください。

第34条 性的搾取からの保護



体を触らせたり、見せたりしていいかを自分で決めることができる権利が、私たち全員にあります。自分がイヤだと感じなくても、他人の体を勝手に見たり触ったりしてはいけなものだ、と伝えてください。イヤだと思う子の気持ちを尊重しますが、イヤだと思わない子の気持ちを強く否定する必要はありません。子どもは体に興味があるものです。見せ合っことが流行ることもありますが、※プライベートパーツは体の内側につながり、命につながる場所なので、見たり触ったりするのは自分だけだよ、と伝えましょう。

第12条 意見を表す権利



イヤだと思う場合は、はっきり言ってもいいことを伝えましょう。子どもが言いづらい場合には、心身を守るため、その場から離れてもいいことや、信頼できるおとなに伝えてもいいことも、言い添えてあげてください。おとなは、寄り添いながらそれぞれの子どもの気持ちを聞きましょう。

※ 体のプライベートパーツ  
断りなく他の人に触られるとイヤなところ。下着で隠れているところ、胸や口。人によっては、目、耳、鼻などを含むこともあり、どこを触られるとイヤなのかは、人によって違います。

この動画はこんな時に！

トイレに入っているときにのぞかれた、おしりを触られた、という話を聞いた

子どもが、自分のお口ふきを友だちが勝手に使った、と訴えてきた

砂遊びや水遊びで、頻繁に着がえが始まるな

友だちが顔を近づけて話すのがイヤだ、と、人との距離を気にしている子がいるなあ



保護者の方から、「家で、友だちに〇〇されてイヤだと言っている」と報告を受けたけど、どうする？



動画といっしょにこんな遊びも

活動案のPDF版はQRコードよりダウンロードできます >

作成：山梨学院幼稚園 田村優子

活動案

くまたんに教えてあげよう！

～心のアラームが鳴るとき～

保育者とくまたん(パペット)による寸劇。  
子どもたちは、くまたんが、  
保育者の「心のアラーム」が鳴ることをしてしまうところを目撃する。  
子どもたちは、保育者に助言したり、グループで、  
自分たちの「心のアラーム」が鳴ることを考えたりして、  
くまたんに、人によってさまざまな「心のアラーム」があることを教えていく。



ねらい

されてイヤなことは  
一人ひとり違うこと、  
イヤなことは伝えてよいことを知る。

対象

5歳児

保育者の役割

保育を進める役・  
くまたん(パペット)役

環境

4～5人のグループを作り、  
グループごとに一つの机に  
座れるよう設定する。子ども  
たちが日ごろ親しんでいる  
パペットなどを使用する。

実践のポイント

POINT 01

プライベートパーツ以外では、いつ「心のアラーム」が鳴るかは、本人以外わかりません。だからこそ、他の人とは違う自分の「心のアラーム」を知り、他者に伝えることが、「互いをイヤなことから守るため」に必要な、ということに気づかせるのが、この活動のねらいです。

POINT 02

他人の「心のアラーム」への配慮を強調しすぎると、子どもたちの行動が委縮してしまうこともあります。まだ、本人も気づいていない「心のアラーム」について、配慮しすぎる必要はありません。



活動の流れとポイント

▶ 動画「あたりまえ認定～こころのアラーム」>

活動の流れ

保育者の関わりのポイント

動画を視聴する

動画の感想を聞き、振り返りをする

- 「アラームってね、怖いことやイヤなことを私たちに気づかせてくれる合図なのよ。」

くまたんの登場①

くまたんが突然やってきて、保育者の「心のアラーム」が鳴ること(おしりむにむに)をして去っていく

- 保育者は、くまたんの行為にギョっとする。
- 保育者は、「また、されたらどうしよう」、と不安を口にする。子どもたちに相談する。

くまたんの登場②

- くまたんが再び、保育者のおしりを触ろうとする。
- 保育者は、くまたんに「やめて」と言う。
- くまたんは「喜ばせようと思った」と伝える。
- くまたんから子どもたちに、どんなときに「心のアラーム」が鳴るのか教えてほしいと頼む。
- くまたん、一旦退場する。

グループで「心のアラーム」が鳴ることを話し合う

- 保育者は各グループをまわって、どんな意見が出たか用紙に記録する。

くまたんの登場③

グループ内で出ていた意見の一つを、くまたんが保育者や子どもたちに対して行う

- くまたんは悪気ない様子で行き、去る。
- 保育者は、子どもたちに、「心のアラーム」が鳴ったか確認する。
- もし次されたらどうしたらいいか、問いかける。
- くまたん再登場。同じことをしようとする。
- 子どもたちが、「やめて」と言う。
- くまたんは、悪気がなかったことを伝え、言われたらすぐやめて、謝る。

まとめをする

- くまたんに教えてあげながら、他のグループの意見をみんなで共有する。
- イヤだと感じることは、人それぞれあることを確認する。

「自分は楽しくても、誰かの「心のアラーム」が鳴ることがあるんだね。人にはわからないから、自分がイヤだと感じたら、きちんと伝えて自分を大切にできると素敵ですね。みんなの「心のアラーム」を知ると、きっと、みんなで、仲良く過ごすことができるよね。」

- 全員が見えやすい位置に座っているか確認する。

- 共感したり、応答したりして、楽しく振り返れるようにする。
- 「アラーム」をわかりやすい日本語に言い換える。

- くまたんを演じる保育者は、楽しそうに相手が喜んでいっているように表現する。
- 子どもたちが保育者の「心のアラーム」に気づけるよう、大きめに演技する。
- 「心のアラーム」が鳴ったときはどうしたらいいか、子どもたちにたずね、意見を引き出す。

- くまたんの行動にも理由があることを気づかせる。(くまたんを悪者にしない)
- くまたんを演じる保育者は、くまたんと進行役の保育者の感じ方の違いに戸惑う表情をする。

- 子どもたちの心の奥底にあった感情を引き出せるよう言葉をかけていく。
- 子どもたちから出たすべての「心のアラーム」を受容・共感する。

- 子どもの意見の中の一つを演じることで、「心のアラーム」が鳴る状況を体験的に感じとれるようにする。
- 子どもたちのイヤだと思った気持ちも、なんとも思わなかった気持ちも、両方受け止める。
- 感じ方は人それぞれであることを体験できるようにする。
- 子どもが自然と「やめて」と言えるように導く。

- 話し合いの中で子どもたちから出てきた「心のアラーム」を、くまたんに教えてあげられるようにする。
- 「やめて」と言うことは「自分を大切にすること」「お互いを大切にすること」につながっている、と感じられるようにする。



### くまたんが行う「イヤなこと」の選び方ヒント

園の中で、実際に問題になっている行動を題材にするのもおすすめです。

くまたんの行為には、ポジティブな動機を設定し、くまたんを悪者にしません。悪気なくしたことが、実は、他の人にとっては「心のアラーム」が鳴ることもあるのだと、気づかせることが大切です。

「イヤなこと」が指し示す範囲は広いです。今回は、動画に出てきた「心のアラーム」と同様に、「体に関すること」から選ぶ方がわかりやすいでしょう。生理的に嫌悪感を抱くことなので、イヤである理由を言語化する必要はありません。

グループワークの中で子どもたちから出てきそうな、「心のアラームが鳴ること」「されたらイヤだと感じることを」事前に予想しておきます。P15の「くまたんの登場③」でどんなものを取り上げるか、事前に打ち合わせておくといいでしょう。

#### 子どもたちから出てきそうな「心のアラーム」

髪の毛を触られる、急に手を触られる、顔を近づけられる、唾が飛ぶ、背中をぼんぼんされる、食べ物を触った手で触られる、他人が着た服を着る、そっつと撫でられる、など。

## 毎日の保育とのつながり

日常の保育の中で、「心のアラーム」について触れることは、どこの園もあまりなかったのではないのでしょうか。今回の実践を通して、子どもたちは「心のアラーム」があることを知ります。自分はどんなときに「心のアラーム」が鳴るか考えた子どもたちは、きっと、その後の生活の場面で、「心のアラーム」が鳴ったときには、気づくことができるでしょう。

“カバンを勝手に開けられたくない” “自分のものを人に使われたくない”など、社会性に関する「心のアラーム」も出てくるかもしれません。「イヤなこと」の幅を広げて、“何がいじわるになるか” “なにが暴力になるか”、について考えていくこともできます。日々の生活の中で、「心のアラーム」は、自分の心と体を守るために大切な信号であることを、繰り返し伝えていきたいですね。

「心のアラーム」を、より子どもたちのものとしていくために、例えば、子どもたちの「心のアラーム」を模造紙などに書き出し、保育室に掲示してみても？ 目に見える形にすることで、子どもの方から「先生！心のアラーム鳴ったよ」と教えてくれるようになるかもしれません。さらに、新たに発見された子どもたちの「心のアラーム」を追記していくこともできます。追記していくことで、「心のアラーム」が鳴ったことを伝えるのがあたりまえになったり、悪気がなくその行動をしてしまった子も、「あっ！イヤだったんだあ」と気づけるのではないのでしょうか。さらに、「心のアラーム」が鳴ることをしてしまった子がいたときには、叱るのではなく、子どもと共に考える機会にできるといいですね。



解説

あたりまえ  
認定

おもっててもいけないよ…

学べる内容 ▶ 意見の表明と尊重

友だちの気持ちをおもんばかりすぎると、自分がつらくなることに気づき、その時に自分の思いを正直に伝えることは、あたりまえだと気づく物語です。「自分の気持ちを大切にすること」と、「他者の意見を尊重すること」が、ともに大切であることを伝えます。

※「あたりまえ」が、一つの考えを強要したり、当てはまらない人を差別したりする態度につながらないよう配慮してください。

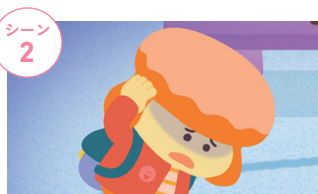


▶ 動画はこちらから ▶

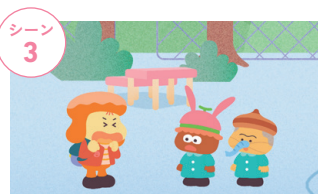
この動画のあらすじ



シーン 1  
みーは、劇遊びのなかで、風の役や太陽の役など、本当はやりたくない役を当てられます。でも、年下の友だちのくりとめろには、本当はイヤだというその気持ちを隠してしまいます。



シーン 2  
みーは、自分の気持ちを抑えて役割をこなします。おじさんに“本当はやりたくない”気持ちを指摘されますが、年上であることを理由に我慢し続け、心が苦しくなっています。



シーン 3  
おじさんは、イヤならイヤと言わなければならないと言います。みーは、風や太陽の役を実はやりたくなかったと、友だちに告白します。



シーン 4  
ここまで過去の思い出を振り返っていたみーたち。お互いに忖度して、自分の気持ちを言い出せていなかったことがわかります。自分の思いを言わないと、かえって仲が深められないことに気づきます。

動画をきっかけに、こんな権利についても考えてみよう！

各条文の抄訳は、前出の一覧を参照してください

第12条

意見を表す権利



なかなか自分の感情や希望を伝えられないみーでしたが、最後には勇気を振りしぼって本当の気持ちを表すことができました。周りとは違う意見を表明しても受け止められる経験を重ねると、その集団の親密さは増し、建設的な話し合いができるようになっていきます。子どもたちが自由に意見を表すためには、「意見を聞き合える集団」になっていることが大切です。そのためには、意見や気持ちを伝えた時に、友だちに否定されたり、拒否されたりしない環境づくりが大事ですが、子ども同士だけでなく、おとなと子どもの関係性が鍵となります。子どもたちの思いに寄り添うべき場面で、子どもの気持ちを見過ごしていないか。例えば、食べたくない意志を示している子を食べ切らせようとしたり、おとなの想定と違う子どもの意見を否定したり無視したりして、おとなの考えを強要していないか。おとなが日々、自らの行いの中で意識することが、子どもたちの権利への意識を育む、第一歩なのです。

第32条

経済的搾取・有害な労働からの保護



「しょうがないからやるしかない」と思っている子へ

みーの場合は、経済的搾取ではありませんが、自己の意志を抑えて、役をこなしています。「しょうがないことだ」と声をあげずにいる子どもには、無理強いされることなく公平な環境で活動できるよう守られていることを知らせてください。また、子どもたちの権利が守られる環境を整えるのが、おとなの責任です。

### この動画はこんな時に！

相手の気持ちを尊重しすぎて、  
自分の気持ちを伝えることに、戸惑ったり、  
抵抗感を感じたりしているみたいだな

保護者の方から  
「うちの子、〇〇ちゃんと遊んでいるときに、  
本当は～をしたいようなのですが言えないみたいで」  
など相談された

最近の〇〇さん、  
遊んでいるときの表情が気になるなあ  
我慢しすぎているのかしら？



### もうすこし詳しく 未就学児ってどんな時期？

3・4歳児は、比較的自分の気持ちを主張してトラブルになることも多い時期ですが、次第に相手の気持ちを考えるようになっていきます。誰かにそのことを認められることで、さらに、「相手の気持ちを考えることはいいことだ」と感じ、

頑張ろうとします。すると、中には、自分の気持ちよりも、相手の気持ちを優先しがちな子も出てきます。5歳児では、さらにその傾向が顕著になります。



活動案のPDF版はQRコードよりダウンロードできます>

作成：山梨学院幼稚園 田村優子

### 動画といっしょにこんな遊びも

#### 活動案

#### くまたんのお悩み相談

～思っても言えない～

保育者とくまたん(パペット)による寸劇。  
動画を見て、本心を言わずにいる子の思いを考え想像し、  
その伝え方を考えて言ってみる。  
子どもたちが、くまたんの悩みのアドバイザーとして、  
望ましい対応を考えていく。



ねらい

お互いに本心を抑えがちになる  
ときがあることを気づき、  
本心を伝えてもよいことを知る。

対象

5歳児

保育者の役割

保育を進める役・  
くまたん(パペット)役

環境

保育室  
座って話が聞ける設定にする。  
子どもたちが日ごろ親しんで  
いるパペットなどを使用する。

#### 実践のポイント

年下の子や、友だちの気持ちに寄り添えることは、成長であり、とても素敵なことです。相手を思いやる気持ちはしっかり認めていきたいですね。ただ、相手の気持ちを大切にすあまり、我慢がたまって心が苦しくなると困ります。「自分の本心を伝えることも同じように大事だ」ということに気づくことが、この実践のねらいです。





活動の流れとポイント

▶ 動画「あたりまえ認定～おもってもいけないよ…」 >

活動の流れ

動画を視聴する

動画の振り返りをして、感想を聞く

▼ 振り返りのポイント

「みーは、自分の気持ちを言うと、お友だちがガッカリするって思っていたけど、言ってみたら、どうだったかな？」

くまたんの登場

動画と同じような“お悩み”があることを伝え、子どもたちにアドバイスを求める

- 子どもたちと保育者、くまたんの三者で、どうしたらいいか考えていく。

▼ お悩みのポイント

- くまたんは5歳児。このまま我慢して、3歳児さんがしてほしいということをする方がいいのか。
- くまたんはどうしたらいいのか。
- どんな伝え方をしたらいいのか。

まとめる

「誰かに譲ってあげる、やさしいところは素敵だよ。でも、そうすると我慢がいっぱいたまって、苦しくなっちゃうこともあるかもしれないね。そのときは、そのままにしないで、自分の気持ちを伝えることも大切だね。」

「もし、自分で伝えにくかったり、伝え方がわからなかったりしたら、先生を呼んでね。先生、助けになるからね。」

くまたんのお悩みの決め方のヒント

自分と相手との関係性を考えるあまり、本心が言えず、心がつかなくなっているシーンを取り上げるようにします。

子どもたちの日常にあるシーンを提示することによって、「自分だったらどうするか」を想像しやすくなります。

保育者の関わりのポイント

- 全員が見やすい位置に座っているか確認する。

- ねらいに関わる場面を取りあげて、「みーはその時どうしたか」「どうなったか」など、問いかける。
- 子どもたちと応答的に振り返りができるようにする。
- 本心を伝えることで、予想していなかった反応を得られることもあるということを伝える。

- くまたん役の保育者は、くまたんになりきり悩んでいることを演じる。
- 子どもたちが、アドバイスする立場になることで、望ましい対応を導き出せるようにする。
- くまたん役の保育者は、子どもたちの意見を聞きながら、相槌をうったり、さらに質問をしたりして、子どもたちの考えを引き出す。
- 子どもの意見がわかりにくい場合は、保育者が言葉を足したり、言い換えたりしながら、「こういうことかな？」とその子に確認しながらみんなに伝えるようにする。
- 友だちの意見に同意できたら拍手するなど、聞いている子どもたちが能動的に参加できるよう工夫する。
- 友だちの意見をしっかり聞いている子どもの姿を認める。

- 心にかかる負荷を、自分で感じ取れることの大切さを伝える。負荷がかかっているときは、相手をおもんばかるだけでなく、自分の気持ちを人に伝えてもよいことを再確認する。
- 性格により、気持ちを言葉で伝えることが難しい子もいるため、伝えることへの不安もケアする。

お悩み案

- 年下の子と砂遊びをしているとき、その子が使っているシャベルをなかなか「貸して」と言えない。
- 通園バスで、座席を選ぶときは年下の子から選ばせてあげる。すると、いつも自分は好きなところに座れない。など



## 毎日の保育とのつながり

活動の後、“本当の気持ち”を言葉にできなかったり、不本意な役回りに腹落ちしていない子どもがいたりしたときは、学んだことを実際に行ってみるチャンスです。下記のような言葉をかけ、子どもたちの挑戦をサポートしてあげてください。



### 事例1

クラスで劇をする際の  
役決めで・・・

Aさんは、自分が一番やりたい役ではなかった。でも、イヤな役ではなかったし、仕方ない…と思いながら家に帰った。両親との会話の中で、配役についてのモヤモヤを話した。すると、保護者が心配して、保育者に伝えた。こんなとき保育者は子どもに何て言う？

- 1 両親に本心を話したことを褒め、どんな気持ちだったか聞く。
- 2 保育者にも本心を伝えてくれたことに、「ありがとう」と言う。
- 3 「違う役がしたかったけど、みんなで劇を成功させるために〇〇役を受けたこと」も、素敵だと伝える。
- 4 みんなで創り上げる劇遊びの意味と、それぞれの役に役割と魅力があることを、Aさんと確認する。Aさんが〇〇役を嫌いでないことも再確認する。
- 5 〇〇役が嫌いでなければ、その役のまま劇遊びをしてみようと提案する。やってみて、Aさんの気持ちがどう変化するか、また話してほしいと伝える。
- 6 Aさん以外にも、同じような気持ちの友だちがいることを伝える。その気持ちもわかるので、みんなが劇の内容を覚えたら、役の交代もありえる、と伝える。

### ひとこと アドバイス

子どもの意見を尊重することは、子どもの意見通りにすることは、違います。必ずしも、子どもの希望通りに役を変更する必要はありません。

### 事例2

大縄跳びあそび

縄を回す係は自己申告制にしている。おとなしいMさんは、「したい!」と言い出せない。保育者は、Mさんの表情をみて、気持ちを出せていないと感じた。こんなとき保育者は子どもに何て言う？

- 1 Mさんが大縄跳びが上手なことを褒める。
- 2 保育者が「本当は回す係がしたいのでは」と感じたことを伝えて、Mさんの本心を聞き出す。
- 3 Mさんが友だちの気持ちを考えていることは素敵であると伝える。
- 4 自分の気持ちを、遠慮せずに話すことも大事だと伝える。
- 5 どんな言葉で伝えたらいいか、一緒に考える。
- 6 自分で言うことを応援する。難しかったら一緒に言ってあげる。

### ひとこと アドバイス

保育者は、Mさんが気持ちを出せていないと感じたとしても、Mさんは今の遊び方で満足している場合もあります。まず、Mさんの本心を聞くことが大切です。

## キャラクタープロフィール



### ジーン&ケーン

「こどものけんりプロジェクト」応援キャラクター。記者コンビ。子どもの悩みや、身の回りで気になる疑問について調べる。ジーンは、すぐに“ジーン”と感動しちゃう、心優しい子。ケーンは、“ケン”とつく言葉に反応して、素早くケン索しちゃう、熱血マン！



### アイラブミー

NHK Eテレで放送されているアニメーション番組。主人公の「ミー」が「じぶんを大切にすることってどういうこと？」か考えていきます。「こどものけんりプロジェクト」のコンテンツにミーとミーの仲間たちが登場しています。

放送時間はこちら  
<https://nhk.jp/iloveme>



### 「こどものけんりプロジェクト」

「こどものけんりプロジェクト」は、日本ユニセフ協会とこども家庭庁共催のキャンペーンです。日本における「子どもの権利」の正しい理解と普及を通じて、子どもたちのウェルビーイングの向上を目指しています。

なお、本ヒントブックを含むプロジェクトの各種教材などは、日本ユニセフ協会がこども家庭庁およびNHKエデュケーショナルの協力を得て、独自に制作・発行しています。

特設サイトはこちら  
<https://www.unicef.or.jp/kodoken/>



### 子どもの権利条約 先生のためのヒントブック 未就学児

発行  
2024年9月

発行者  
公益財団法人 日本ユニセフ協会  
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス  
TEL:03-5789-2014  
Eメール:se-jcu@unicef.or.jp

制作  
日本ユニセフ協会 / NHKエデュケーショナル  
デザイン  
札幌大同印刷  
監修  
汐見稔幸(東京大学名誉教授)  
監修・授業デザイン構想  
安井政樹(札幌国際大学准教授)

アイラブミー ©NHK ジーン&ケーン©NED